

65歳以上の皆さんへ 介護保険料が決定しました

今年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に郵送します。保険料の額は、平成26年度住民税の課税状況に応じて決定したものです。

◎年金天引きによる納付(特別徴収)の方

6月に決定した保険料(年額)から、4月に郵送した納入通知書の仮徴収額を差し引いた額が、10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。

なお、4月・6月・8月の年金からは、4月に郵送した納入通知書の額が天引きされます。

◎納付書による納付(普通徴収)の方

保険料(年額)は、6月から翌年3月まで10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

○平成26年度介護保険料(平成25年度と同じです)

所得段階	対象者(所得などの条件)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	28,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第3段階	特例 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	36,000円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	42,800円
第4段階	特例 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	50,200円
	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	57,000円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	71,300円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	85,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	99,800円

【問合先】福祉健康課

情報公開・個人情報保護制度実施状況

【情報公開制度】

平成25年度の公開状況は次のとおりです。

請求件数	処理状況				
	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
4	2	1		1	

【個人情報保護制度】

平成25年度個人情報保護制度の運用状況は、開示や訂正、削除の請求、不服申し立てはありませんでした。

寄 附

藤田力さん(東陽町)

歌川廣重の浮世絵(東海道五拾参次)

保永堂版・歌麿名作撰

【レジ袋有料化還元基金寄附金】

ピアゴ笠松店

現金 80,400円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。